

出雲市ネーミングライツ 導入ガイドライン

令和8年(2026)5月

出雲市 総務部 行政改革課

【目 次】

1	ネーミングライツ導入の趣旨・目的	3
2	ネーミングライツの概要	3
3	対象	3
4	募集方式	3
5	導入までの流れ	4
6	ネーミングライツ・パートナーの募集方法	4
7	ネーミングライツ・パートナーの選定方法	5
8	愛称について	6
9	ネーミングライツ料・パートナーメリット	7
10	費用負担	7
11	指定管理者制度導入施設における留意点	8
12	契約の解除	8
13	契約期間の終了	8
14	適用時期	9

1 ネーミングライツ導入の趣旨・目的

このガイドラインは、市が所有する施設等に命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）の円滑な導入を図るため、対象施設や募集方式、選定方法等について定めるものです。

市が所有する施設を有効に活用し、ネーミングライツ事業の実施による企業PRの機会並びに社会貢献の場の提供、財源の確保、施設の知名度や集客力を図ることを目的とします。

2 ネーミングライツの概要

ネーミングライツとは、公共施設に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する権利のことで、ネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、施設の管理・運営の財源とするものです。

なお、この場合の愛称は、一般的な呼称として用いられる名称であって、本市の条例で定める施設名を変更するものではありません。また、施設の所有権、経営権等には影響を与えないものとし、ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできません。

3 対象

- (1) ネーミングライツを導入する対象は、市が設置しているスポーツ施設、文化施設、公園などの施設を想定しています。
- (2) 対象施設は、施設の特性、利用者数やメディア等に取り上げられる頻度などを考慮して決定するものとし、施設の名称の設定に特段の経緯があるものや施設の特性上、愛称を付することが適当でないと判断するものは対象外とします。（庁舎、病院、学校など）

4 募集方式

ネーミングライツの導入方式は、以下により行うものとします。

いずれの場合においても、市ホームページ等の掲載により募集を行います。

(1) 特定募集型

市が指定する施設について、期間を定めて募集を行うものです。

(2) 随時募集型

市が指定する施設について、期間を定めずに募集を行うものです。

※上記(1)の特定募集型において応募がない場合は、原則、(2)の随時募集型に移行します。

(3) 提案募集型

市が指定する施設以外の施設について、価格や期間を定めず、民間事業者等から提案募集を行うものです。

5 導入までの流れ

ネーミングライツ導入にあたっての基本的な手続は、以下のとおりとし、その他の手続については、必要に応じて行うものとします。

(1) 特定募集型・随時募集型の場合

- ① 対象施設の選定
- ② 募集要項の作成
- ③ ネーミングライツ・パートナーの募集
- ④ ネーミングライツ・パートナーの審査及び優先交渉権者の選定
- ⑤ 優先交渉権者との協議及び契約締結
- ⑥ ネーミングライツ・パートナーの公表
- ⑦ 施設の表示変更等の準備
- ⑧ 愛称の周知
- ⑨ 愛称の使用開始

(2) 提案募集型の場合

- ① ネーミングライツ・パートナーの募集
- ② ネーミングライツ・パートナーからの提案
- ③ ネーミングライツ・パートナーの審査及び優先交渉権者の選定
- ④ 優先交渉権者との協議及び契約締結
- ⑤ ネーミングライツ・パートナーの公表
- ⑥ 施設の表示変更等の準備
- ⑦ 愛称の周知
- ⑧ 愛称の使用開始

6 ネーミングライツ・パートナーの募集方法

(1) 募集要項

- ① 募集は、申請方法や選定手続きなど、必要な事項を記載した募集要項を市ホームページ等に掲載することにより行います。
- ② 特定募集型における募集期間は、原則30日以上（土日・祝日を含めない）とします。
- ③ 随時募集型及び提案募集型における募集期間は、定めのないものとします。

※ただし、随時募集開始後の一定期間において応募がない場合は、募集を終了することがあります。

(2) 応募資格

応募資格を有する者は、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい社会的信用がある法人その他の団体若しくはそれにより構成された組織（以下「団体等」という。）とします。なお、次のいずれかに該当する者は、応募できません。

- ① 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反している者

- ② 国又は地方公共団体から、入札参加停止措置、指名競争入札の指名停止措置・指名取消措置等を受けている者
 - ③ 市税等（国税及び県税を含む。以下同じ。）を滞納している者
 - ④ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する者を除く。）
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条の暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
 - ⑥ その他市長が適当でないとする者
- (3) 必要書類等

応募に必要な書類は、次に掲げるものとし、詳細は募集要項において示します。

- ① ネーミングライツ事業応募申請書
- ② ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書
- ③ 団体等の概要を記載した書面
- ④ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ⑤ 法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書
- ⑥ 直近 1 事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）及び事業報告書
- ⑦ 法人の場合にあっては、直近 1 年間分の納税証明書（法人税並びに消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税及び市税の滞納のない証明書）
- ⑧ その他市長が必要とするもの（役員等名簿や位置図など）

7 ネーミングライツ・パートナーの選定方法

(1) 審査委員会の設置及び審査

市は、ネーミングライツの導入に際し、出雲市ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、愛称及び提案等の審査を行います。

(2) 審査方法

審査委員会において審査を行い、その結果を基に最も評価の高かった応募者（以下「優先交渉権者」という。）及び次点の応募者（以下「次点者」という。）を選定します。

著しく評価が低い審査項目があるなど、ネーミングライツの導入が適当でないとする場合には、優先交渉権者を選定しないことがあります。

また、必要に応じて応募者に対してヒアリングを行うことがあります。

なお、応募者が 1 者の場合でも、審査委員会において審査を行います。

(3) 審査項目及び着眼点

審査項目及び着眼点は概ね次のとおりとし、詳細は募集要項において定めます。

	審査項目	着眼点	配点
1	愛称	<ul style="list-style-type: none"> ・親しみやすく、呼びやすいものか ・施設のイメージにふさわしいか ・公序良俗に反しないか 	30
2	ネーミングライツ料	<ul style="list-style-type: none"> ・市が設定する価格や他の応募者との比較 	40

3	契約期間	・安定した運用ができる期間か	10
4	応募資格、経営状況等	・応募資格は適正か ・事業内容や経営状況は健全であるか	10
5	施設等の魅力向上、地域貢献等	・ネーミングライツの取組への熱意、施設等の魅力向上や地域貢献に資するものであるか	10

※「配点合計の6割以上」の得点となった応募者から優先交渉権者及び次点者を選定します。

(4) 審査結果の通知

市は、審査委員会の審査結果を応募者へ通知します。

(5) 契約の締結及び公表

① 契約の締結

市と優先交渉権者は、ネーミングライツ料、契約期間、パートナーメリットの内容等について協議し、契約を締結します。

なお、優先交渉権者との協議が整わず、合意に至らなかった場合には、次点者と契約の締結に向けた協議を行います。

② ネーミングライツ・パートナー等の公表

市は、契約の締結後、市の広報紙、ホームページ、公式SNS等により、施設の愛称、ネーミングライツ・パートナーの名称、ネーミングライツ料、契約期間等を公表します。なお、提案内容の詳細や審査過程については、公表しません。

8 愛称について

(1) 愛称の考え方

愛称は、公共の施設にふさわしいものとして、呼びやすさや親しみやすさ、施設のイメージにあうものなど、市民から理解を得られるものを選定するものとし、必ず含める文字等の条件がある場合は、募集要項において示します。

なお、次のいずれかに該当するものは、愛称として選定しないものとします。

- ① 法令等の規定に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- ③ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の広告に関するもの
- ④ 社会問題等の主義、主張等に係るもの
- ⑤ 市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- ⑥ 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれがあるもの
- ⑦ 第三者の商標権及び著作権等の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、施設等に表記する愛称として適当でないと市長が認めるもの

(2) 愛称の使用期間

原則として3年以上の期間とし、募集要項において定めるものとします。また、指定管理者制度の導入施設については、指定管理期間を考慮した期間とします。

(3) 愛称の使用

- ① 市は、愛称について積極的に使用するとともに、関係機関への周知と使用を促します。ただし、施設利用者の混乱を避けるため、又は、事務手続き上の理由等により、条例で定めた名称の使用が必要な場合は、愛称との併記や愛称ではなく条例で定める名称を使用することとします。
- ② ネーミングライツは、市の施設に愛称を付すものであり、条例で定めた名称を変更するものではありません。
- ③ 施設利用者の混乱を避けるため、商号の変更等やむを得ない場合を除き、原則として契約期間内の愛称の変更はできません。

9 ネーミングライツ料・パートナーメリット

- (1) 市は、施設を指定して募集する場合、対象施設の利用状況、類似する施設又は他自治体の事例などを参考に、「希望価格」又は「最低価格」を設定します。

なお、募集にあたっての取扱いは、次のいずれかによるものとし、応募者はその内容に応じネーミングライツ料を提案するものとします。

- ① 「希望価格」を公表して募集
 - ② 「最低価格」を公表して募集
 - ③ 「希望価格」及び「最低価格」を公表せずに募集
- (2) ネーミングライツ料は、原則、年度ごとに一括納付とし、市が指定した期日までに市が発行する納入通知書により、納付するものとします。
 - (3) 支払われたネーミングライツ料は、原則、対象施設の管理・運営の費用に充てることで、施設等の魅力向上につなげます。
 - (4) パートナーメリットは、施設の本来の用途又は目的を妨げない範囲において、市及びネーミングライツ・パートナーとの協議により、定めるものとします。

10 費用負担

- (1) 応募に要する経費は、応募者の負担とします。
- (2) ネーミングライツの使用にかかる費用負担は、原則として次のとおりとし、募集要項に定めるほか、双方協議の上、契約書において定めます。

なお、契約書に定める以外の不測の費用負担が生じた場合は、その都度、双方協議の上、費用負担を決定するものとします。

- ① 市が作成するパンフレットや封筒等の印刷物及び市の広報紙、ホームページ、公式 SNS 等への掲載に係る費用は、市が負担するものとします。
- ② 敷地内外の施設表示（施設看板等）の変更・新設に伴う費用や、契約期間内における当該施設表示の修繕、更新に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。なお、敷地外、道路案内標識等の表示変更等は、関係機関と協議の上、対応可能な表示についてのみできるものとします。
- ③ ネーミングライツ・パートナーが提案するパートナーメリットや施設の魅力向上等

の取組に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

- ④ ネーミングライツ・パートナーは、契約期間満了又は契約解除に伴い、原状回復を行うものとし、その原状回復に必要な費用を負担するものとします。

11 指定管理者制度導入施設における留意点

対象施設が指定管理者制度を導入している場合は、次の点に留意しながら対応します。

なお、導入が適正になされるよう、必要に応じ、市は指定管理者から意見を聴取することができるものとします。

(1) 契約期間について

指定管理の期間を考慮し、適切な期間を設定します。

(2) 費用負担

指定管理者がネーミングライツ・パートナーを兼ねる場合、ネーミングライツの導入に起因して発生するネーミングライツ料や費用負担は、指定管理業務の会計と区分して経理するものとします。

12 契約の解除

次のいずれかに該当するときは、市はネーミングライツ契約を解除することができるものとします。

(1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。

(2) ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(3) ネーミングライツ・パートナーから契約解除の申出があったとき。

(4) ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき事由により、ネーミングライツ事業の継続が困難であると判断したとき。

(5) 市長が、公用又は公共用のために必要があると認めたとき。

(6) 災害その他の不可抗力等、ネーミングライツ・パートナーの責めに帰さない事由により、ネーミングライツを継続することができないとき。

上記(1)～(4)の場合は、市は契約期間満了を待たずに契約を解除できることとします。

その場合における原状回復及び原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとし、既に支払われたネーミングライツ料については返還しないものとします。

また、上記(5)及び(6)の場合は、市は、既に納入されたネーミングライツ料のうち、契約解除までの期間（1月に満たないときは1月とする。）分を差し引いて、ネーミングライツ・パートナーに返還するものとします。

13 契約期間の満了

市は、契約期間満了までに、当該施設についてネーミングライツの継続実施を判断します。なお、愛称が頻繁に変更となる事態を避けるため、現ネーミングライツ・パートナーは

次回の契約に際して優先的に交渉ができるものとします。ただし、優先交渉の権利は、1回とします。なお、その場合においても、審査委員会における審査を実施します。

14 適用時期

このガイドラインは、令和8年5月1日から施行します。